

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和7年3月3日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第2号

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(昇給区分及び昇給の号給数)	(昇給区分及び昇給の号給数)
第32条 (略)	第32条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
(1) 企業長の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者については、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。以下「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数(企業長が定める休暇にあっては、当該休暇の日数に3分の2を乗じて得た数の日数をもって、当該勤務しなかった日数とする。次号において同じ。)を勤務していない職員(次号に掲げる職員を除く。)	(1) 企業長の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者については、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。以下「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数(企業長の定める休暇にあっては、当該休暇の日数に3分の2を乗じて得た数の日数をもって、当該勤務しなかった日数とする。次号において同じ。)を勤務していない職員(次号に掲げる職員を除く。)
(2)~(4) (略)	(2)~(4) (略)
4~6 (略)	4~6 (略)
(期末手当)	(期末手当)
第52条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の125</u> を乗じて得た額(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(別に定める職員を除く。第55条第1項において「特定管理職員」という。))にあっては <u>100分の105</u> を乗じて得た額)に、基準日(条例第17条	第52条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の122.5</u> を乗じて得た額(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(別に定める職員を除く。第55条第1項において「特定管理職員」という。))にあっては <u>100分の102.5</u> を乗じて得た額)に、基準日(条例

に規定する基準日をいう。以下この条から第54条までにおいて同じ。)以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死亡の際に第13条第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員であったものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

3～6 (略)

(勤勉手当)

第55条 (略)

(1) 条例第18条の職員のうち次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第18条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額

(2) 条例第18条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)を乗じて得た額の総額

2～6 (略)

第17条に規定する基準日をいう。以下この条から第54条までにおいて同じ。)以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死亡の際に第13条第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員であったものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

3～6 (略)

(勤勉手当)

第55条 (略)

(1) 条例第18条の職員のうち次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第18条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5(特定管理職員にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額

(2) 条例第18条の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75(特定管理職員にあっては、100分の58.75)を乗じて得た額の総額

2～6 (略)

別表第1を次のように改める。

別表第1 企業職給料表（第14条関係）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円									
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	553,600
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100	
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200	
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300	
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500	
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700	
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700	
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600	
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500	
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400	
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200	
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100	
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800	
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300	
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000	
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600	
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400	
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000	
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500	
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000		
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400		
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700		
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000		
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000			
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400			
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100			
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600			
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000			
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400			
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800			
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200			
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600			
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000			
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300			
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600			
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000			
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300			
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900			
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800				
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100				
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400				

65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600					
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900					
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200					
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500					
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700					
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000					
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300					
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500					
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700					
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000					
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300					
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500					
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700					
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000					
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300					
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500					
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700					
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000					
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300					
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500					
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700					
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500						
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800						
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000						
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200						
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500						
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800						
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000						
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200						
94		299,400	347,400								
95		299,700	347,800								
96		300,100	348,200								
97		300,300	348,400								
98		300,600	348,800								
99		301,000	349,200								
100		301,400	349,500								
101		301,600	349,800								
102		301,900	350,200								
103		302,200	350,600								
104		302,500	351,000								
105		302,700	351,500								
106		303,000	351,900								
107		303,300	352,300								
108		303,600	352,700								
109		303,800	353,200								
110		304,200	353,600								
111		304,600	353,900								
112		304,900	354,200								
113		305,100	354,700								
114		305,300									
115		305,600									
116		306,000									
117		306,200									
118		306,400									
119		306,700									
120		307,000									
121		307,400									
122		307,600									
123		307,900									
124		308,200									
125		308,500									
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額										
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700	

(大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第24号)の一部を次のように改正する。

別表第4及び別表第5を次のように改める。

別表第4(第16条関係)

職員		勤務成績			
		特に優秀	優秀	良好	良好でない
特定管理職員以外の職員		100分の122.5以上 100分の215以下	100分の113以上 100分の122.5未満	100分の103.5	100分の103.5未満
特定管理職員	理事級職員及び部長等級職員以外の職員	100分の143.5以上 100分の255以下	100分の133.5以上 100分の143.5未満	100分の123.5	100分の123.5未満
	理事級職員及び部長等級職員	100分の129以上 100分の255以下	100分の125.5以上 100分の129未満	100分の122	100分の122未満

別表第5(第17条関係)

職員	勤務成績		
	優秀	良好	良好でない
特定管理職員以外の職員	100分の50.25以上	100分の49.25	100分の49.25未満
特定管理職員	100分の60.25以上	100分の59.25	100分の59.25未満

(一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(特定任期付職員の給与の特例)		(特定任期付職員の給与の特例)	
第2条 (略)		第2条 (略)	
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	<u>392,000</u>	1	<u>380,000</u>
2	<u>440,000</u>	2	<u>427,000</u>
3	<u>492,000</u>	3	<u>477,000</u>
4	<u>555,000</u>	4	<u>539,000</u>

5	634,000
6	740,000
7	864,000

2～4 (略)

第3条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「100分の125」とあるのは「100分の175」と、同条第4項中「職員のうち別に定める職員」とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに任期付職員規程第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」とする。

5	615,000
6	718,000
7	839,000

2～4 (略)

第3条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、同条第4項中「職員のうち別に定める職員」とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」とする。

附 則

(施行期日等)

- この規程は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（以下「新給与規程」という。）別表第1の規定及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する規程（以下「新任期付職員規程」という。）第2条第1項の規定は令和6年4月1日から、新給与規程第52条第1項及び第2項並びに第55条第1項並びに新任期付職員規程第3条第2項の規定並びに附則第3項から第5項までの規定は同年12月1日から適用する。
(期末手当等の額に関する特例)
- 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「給与条例」という。）第17条に規定する基準日が令和6年12月1日である期末手当に係る新給与規程第52条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、同条第2項中「100分の70」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の60」とあるのは「100分の61.25」とする。
- 給与条例第18条に規定する基準日が令和6年12月1日である勤勉手当に係る新給与規程第55条第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、同項第2号中「100分の50」とある

のは「100分の51.25」と、「100分の60」とあるのは「100分の61.25」とする。

- 5 前項に規定する勤勉手当に係る第2条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「新期末勤勉手当規程」という。）別表第4及び別表第5の規定の適用については、これらの規定にかかわらず、それぞれ附則別表第1及び附則別表第2の規定を適用する。

（内払）

- 6 新給与規程、新期末勤勉手当規程又は新任期付職員規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程、第2条の規定による改正前の大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する規程の規定に基づいて令和6年4月1日以後の分として支給された給与は、それぞれ新給与規程、新期末勤勉手当規程又は新任期付職員規程の規定による給与の内払とみなす。

附則別表第1（附則第5項関係）

職員		勤務成績			
		特に優秀	優秀	良好	良好でない
特定管理職員以外の職員		100分の125以上 100分の215以下	100分の115.5以上 100分の125未満	100分の106	100分の106未満
特定管理職員	理事級職員及び部長等級職員以外の職員	100分の153以上 100分の255以下	100分の139.5以上 100分の153未満	100分の126	100分の126未満
	理事級職員及び部長等級職員	100分の132.5以上 100分の255以下	100分の128.5以上 100分の132.5未満	100分の124.5	100分の124.5未満

附則別表第2（附則第5項関係）

職員	勤務成績		
	優秀	良好	良好でない
特定管理職員以外の職員	100分の52.75以上	100分の50.5	100分の50.5未満
特定管理職員	100分の62.75以上	100分の60.5	100分の60.5未満